

# 岡山市MCS運用方針 (岡山市での運用ルール)

## 岡山市メディカルケアステーション (MCS) 運用方針 (案)

令和4年9月20日時点 岡山市医療政策推進課

- 1.→ 岡山市におけるメディカルケアステーション (MCS (以下、MCSとする)) は在宅医療・介護を推進する「連携ツールのひとつ」であることを共通認識とする。
- 2.→ 岡山市における MCSの活用方法は以下の通りとする。
  - (1) 医師同士や多職種等が在宅医療等に関する情報共有や相談し合える緩やかなネットワーク作り
  - (2) 被支援者 (患者) 情報について支援関係者 (連携メンバー) での共有
  - (3) 岡山市や医師会、医療機関等から在宅医療等に関する動向や研修等の情報提供・情報共有
- 3.→ 利用にあたって 必要な事項は以下の通りとする。
  - (1) 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」および「MCS運用管理規定」、「本運用方針」や関係法令等を遵守する。
  - (2) 岡山市医師会にメディカルケアステーション利用申告書 (別紙様式1) を提出し、「岡山市全ユーザーグループ」に参加する。また、医師は「訪問診療支援グループ」に参加する。
- 4.→ 被支援者 (患者) 情報をMCSで共有する場合、支援者は必ず被支援者本人 (必要に応じて家族等) の「同意」を得る。同意を得る方法は以下の方法によるが、以下参照資料を確認の上、同意を求める内容や緊急性などを勘案し、それぞれの場面で適切な方法で同意を得る。
  - (1) 文書 (同意書は「別紙様式2」を参照)
  - (2) 口頭、電話による方法など (この場合、同意を得た旨 (いつ、誰が、誰に対して同意をとったか、など) を記録する)

(参照: 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス P22 ↓  
医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス P9 ↓  
地域医療情報ネットワークにおける同意取得の例について (いずれも厚生労働省))
- 5.→ 被支援者の支援が終了し、共有すべき事項がなくなった場合は、被支援者 (患者) グループ管理者が 速やかにグループを削除する。また、グループ参加者は 退職や人事異動等によりグループに関係がなくなった場合、速やかにグループから退出する。グループ管理者は グループの管理を定期的に実施し、関係がなくなった参加者が残っている場合、退出させる。□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ (次ページに続く)

- 6.→ 岡山市全ユーザーグループにおいては、個別支援方針に関する情報共有は原則として行わない。
- 7.→ MCSは、24時間365日支援関係者を拘束したり、即時対応を求めるものではない。
- 8.→ 急変時や緊急連絡には、原則として電話等で直接連絡することし、MCSは使用しない。
- 9.→ 職種による視点の違いや役割の違いを相互に理解し、被支援者 (患者) の支援を行う。
- 10.→ 不明な点があれば厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」および「MCS運用管理規定」、「本運用方針」等を確認するとともに、必要に応じて岡山市医師会相談窓口に確認を行う。

特に留意すべき岡山市での  
MCS運用ルールとして10の  
項目を作成

↓運用方針、様式等はこちら (どちらにも掲載)

(岡山市医師会HP)



(岡山市HP)



# 岡山市メディカルケアステーション運用方針解説

1. 岡山市におけるメディカルケアステーション（MCS（以下、MCSとする））は在宅医療・介護を推進する「連携ツールのひとつ」であることを共通認識とする。



- あくまでツールのひとつであり、このツールだけで在宅医療・介護の多職種連携が進むわけではない。前提となる顔のみえる関係の構築が重要。  
→市でも地域別多職種連携会議等を実施することとしており、積極的な参加をお願いします。

2. 岡山市におけるMCSの活用方法は以下の通りとする。

- (1) 医師同士や多職種等が在宅医療等に関する情報共有や相談し合える緩やかなネットワーク作り
- (2) 被支援者（患者）情報について支援関係者（連携メンバー）での共有
- (3) 岡山市や医師会、医療機関等から在宅医療等に関する動向や研修等の情報提供・情報共有



- 今後、岡山市において在宅医療・介護等の円滑な情報共有を進めるため、MCSをICT多職種連携共通ツールとして活用

# 岡山市メディカルケアステーション運用方針解説

3. 利用にあたって必要な事項は以下の通りとする。

(1)厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」および「MCS運用管理規定」、「本運用方針」や関係法令等を遵守する。

(2)岡山市医師会にメディカルケアステーション利用申告書（別紙様式1）を提出し、「岡山市全ユーザーグループ」に参加する。また、医師は「訪問診療支援グループ」に参加する。

## (1) について

- 情報漏洩が起きないように、厚労省ガイドライン等やMCS運用管理規定等を確認の上、利用をお願いします。

### 【情報漏洩の例】

- ・IDとパスワードを他人に教えてしまった。
- ・利用端末を紛失してしまい、ロックがかかっていなかった。
- ・他のアプリのパスワードと一緒になど、推測しやすいパスワードを設定した。など

↓ガイドラインや利用申告書等はこちら



- 情報漏洩の**約 2 / 3 はヒューマンエラー等的人的な要因**（MCS運用管理規定 P 17）  
→**管理者はスタッフへの教育等による個人情報管理の運用の徹底が必要**

## (2) ついて

- 「岡山市全ユーザーグループ」、「訪問診療支援グループ（医師のみ）」に招待しますので、**利用申告書の提出をお願いします。**

**※すでにMCSを利用されている方も利用申告書を元に上記グループに招待しますので提出をお願いします。**

# 別紙様式1(利用申告書)

<別紙様式1>

メディカルケアステーション利用申告書

一般社団法人岡山市医師会事務局 御中

申込日: (西暦) 年 月 日

事業所名:			
事業所住所:	〒00000-0000		
利用者数:	人	担当者名:	
TEL:		メールアドレス:	
★登録者:	メディカルケアステーションを利用する方をご記入ください。(こちらを元に「岡山市全ユーザーグループ」、「訪問診療支援グループ(医師のみ)」に招待します。)		
No.	ふりがな お名前	職種	メールアドレス
1.			
2.			
3.			
4.			
5.			

利用にあたっては下記に同意することが必要です。同意いただいた場合はロ/を入れてください。

ロ利用にあたっては、当事業所利用者全員が厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」および「MCS運用管理規定」、「本運用方針」や関係法令等を遵守します。

【注意事項】

・【登録者】欄には、MCSに登録した個別のメールアドレスをご記入ください。1人1メールアドレスで記載願います。(施設の代表や医局、部署のメールアドレス等、複数人が現在及び今後共同で使用するメールアドレスでは原則・登録不可です。)

・記載したメールアドレスに「岡山市全ユーザーグループ」への招待をお送りしますのでご参加ください。また、医師は「訪問診療支援グループ」への招待をお送りしますのでご参加ください。

・欄が不足する場合は、コピー等でご対応願います。

【提出先及び担当】  
 一般社団法人岡山市医師会事務局  
 TEL: 086-201-1188  
 FAX: 086-201-1021  
 Email: oma@po.okayama.okayama.med.or.jp

↓運用方針、様式等は  
こちら(どちらにも掲載)

(岡山市医師会HP)



(岡山市HP)



# 岡山市メディカルケアステーション運用方針解説

4. 被支援者（患者）情報をMCSで共有する場合、支援者は必ず被支援者本人(必要に応じて家族等)の「同意」を得る。同意を得る方法は以下の方法によるが、以下参照資料を確認の上、同意を求める内容や緊急性などを勘案し、それぞれの場面で適切な方法で同意を得る。

(1) 文書（同意書は「別紙様式2」を参照）

(2) 口頭、電話による方法など（この場合、同意を得た旨(いつ、誰が、誰に対して同意をとったか、など)を記録する）

(参照：医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスP22

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&A P9

地域医療情報ネットワークにおける同意取得の例について（いずれも厚生労働省））



○ 口頭や電話による方法でも構わないが、後々のトラブル（言った、言わない）を防ぐため、いつ、だれが、誰に対して同意をとったか記録しておくことが望ましいです。

＜本人の同意＞

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&A P9

Q3-1 本人の同意を得る場合には、文書で同意を得る必要がありますか。

A3-1 医療機関等については、本人の同意を得る方法について法令上の規定はありません。このため、文書による方法のほか、口頭、電話による方法なども認められます。このため、同意を求める内容や緊急性などを勘案し、それぞれの場面に適切な方法で同意を得るべきと考えます。

介護関係事業者については、介護保険法に基づく指定基準により、サービス担当者会議等において利用者または家族の個人情報を使用する場合は、利用者及び家族から文書による同意を得ておく必要があることに留意が必要です。（参照：ガイダンスp35）

↓ガイダンス等はこちら





## 岡山市メディカルケアステーション運用方針解説

5. 被支援者の支援が終了し、共有すべき事項がなくなった場合は、被支援者（患者）グループ管理者が速やかにグループを削除する。また、グループ参加者は退職や人事異動等、によりグループに関係がなくなった場合、速やかにグループから退出する。グループ管理者はグループの管理を定期的に実施し、関係がなくなった参加者が残っている場合、退出させる。



- 情報保護の観点から、関係者でなくなった場合は、**参加者は速やかにグループから退出してください。**（アカウントの削除はアカウント保有者のみ可能だが、**MCSサポートデスクへ問い合わせすれば施設の管理者などが代表して停止・削除も可能**）
- また、**グループ管理者も定期的（最低1カ月に1回程度）に参加メンバーを確認し、関係なくなった方がいる場合は速やかに退出させてください。**

6. 岡山市全ユーザーグループにおいては、個別支援方針に関する情報共有は原則として行わない。



- 個別支援方針（患者の支援方針）についてはその他のグループ（患者グループ等）で情報共有してください。



# 岡山市メディカルケアステーション運用方針解説

7. MCSは、24時間365日支援関係者を拘束したり、即時対応を求めるものではない。
8. 急変時や緊急連絡には、原則として電話等で直接連絡することし、MCSは使用しない。



- 緊急時はMCSではなく、電話等で直接連絡してください。

9. 職種による視点の違いや役割の違いを相互に理解し、被支援者（患者）の支援を行う。



- 職種や立場が違えば考え方が異なります。**職種によっては当たり前のこと、他の職種にとってはわからないことがあります**ので、ご留意の上、コミュニケーションをお願いします。

# 岡山市メディカルケアステーション運用方針解説

10. 不明な点があれば厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」および「MCS運用管理規定」、「本運用方針」等を確認するとともに、必要に応じて岡山市医師会相談窓口を確認を行う



○ 迷ったら必ず確認を！



**【問い合わせ先】**

## 岡山市医師会事務局 地域医療部

〒700-0835 岡山市北区東中央町3番14号 岡山市医師会館4階

TEL:086-201-1188 FAX:086-201-1021

メールアドレス：okayamaocma@ocma.or.jp